## 新旧対照条文 目次旅館業法施行令等の一部を改正する政令

$\bigcirc$	$\bigcirc$
国家戦略特別区域法施行令 (平成二十六年政令第九十九号)	旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号)(抄)
(抄) (	(第一条関係)
(第二条関係)	係)
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
3	1

 $\bigcirc$ 

(法第四条の二第一項第一号の政令で定める者)   (法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げ第四条 法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げ第四条 法第四条の二第一項第一号のの政令で定める協力は、次の第五条 法第四条の二第一項第一号のの政令で定める協力は、次のとおりとする。   (法第四条の二第一項第一号のの政令で定める協力は、次のとおりとする。	改正案
(新設)	現

、その旨を告示した日 二 厚生労働大臣が、前号に規定するおそれがなくなつたと認め の旨を告示した日 が自業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、そ がの言を告示した日	第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染 第四条の二第二項の政令で定める感染症は、結核とし を対象を重異的である。 「大統領の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結 を対象に国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号 を対象に国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号 を対象に国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号 を対象に取るの一第二項の政令で定める感染症は、結核とし	して法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの おりとする。 一 体温その他の健康状態その他法第四条の二第一項第三号の協力と 生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。 生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。 工 前号に掲げるもののほか、特定感染症に係る公表又は基本的 とする。 に
A   I   I   I   I   I   I   I   I   I	(	

$\overline{}$	
旁	
線	
部	
分	
は	
坆	
Œ	
部	
分	

七〜九 (略) ること。	絡先その他の厚生労働省令で定める事項が記載さ場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏省会で気をある。	六 厚生労働省令で定めるところこより布役その也の厚生労働省一〜五 (略) ずれにも該当するものであることとする。	第十三条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のい(法第十三条第一項の政令で定める要件)	改正案
七〜九 (略)	住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されて定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏理生労働省令で定める場所に滞在者の氏の原生労働	六 厚柱労働省令で宦めるところこより布役その也の厚柱労働省一〜五 (略) ずれにも該当するものであることとする。	第十三条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のい(法第十三条第一項の政令で定める要件)	現

 $\bigcirc$ 政 生活衛 令 (令和五年政令第二 古衛生関係営業等の 事 百 兀 業 +活 動の継続に資する環境の整備 七 号) (抄) (第三条関係 を 図 るための旅 館 業法 等の 部 を改正 する法 律 0) 施 行に 伴う経 過措置に関する

傍線部

分は改正部分

3 2 染症 のとみ 条第一 た旨 す 館改  $\mathcal{O}$ お 五. 感 玉 第 旨 ょ を図るための旅館業法等の 平 条 0 ŋ 規 十三条第 染 内 業 正 て「改正法」 特 施 施 法 感染症法第四十四条の が 行 定 症 項 玉 0 成 7 で 行 後 公 定 項の 国内で発生し 日 なして に 感染症法第 法第四十四 発生した旨 +感染症の予防  $\mathcal{O}$ 日 0) 表 日 公表が行われた場合であって 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境 感 により 染症 とい にお 前 が行われ ·年法律第百十 規定によ 前 旅館業法 に感染 規定により一 に 、 う。 当該 項の 感染 発生がなくなっ 玉 1 という。 内発 新 て 改 政令 症 条 ŋ たも 旅 感 兀  $\mathcal{O}$ 症 同 た旨 公表が 新 昭 及び 法 館 染 +0 法 第 項 生 型インフル 兀 0 第 兀 兀 期 第 業 症 和  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条の 第三 とみなして 規定 号。 0 匹 法 兀 類感染症又は二類感染症が国内で発生し 感染症の患者に対する医療に関する法 間 が 廃 条 九第 第四 の 二 十三 国 1 行われた場 0) 公 + +0) た旨 一内で 項の 表が行 匹 以 下 始期に 匹 が 施行の日 部を改正する法律 により当 正 条 第二 一年法 第 条 行 条 一項の規定に基づく政令によって 発生し 規 0 工 0 0 の二第二 わ 「感染症法」という。 ンザ 七 項 わ 項 れ 定 律 公表が行われていない 関 合で 第 又 れ 第 て に 第 第 改 該 施行日までに同項の規定に する経過措置) (以下「施行日」という。 た旨 等 は V よる公 百三十 正 感染症が国内で発 第四 感染 号の 法第 かつ、 項 項 ないときは あ 項 案 文は 第二号 の 0) 0 る表又は、 て、 症 規 + 規定を適用 公 八 (以下この項に 五表が行 - 四条の 号。 定によ 又は 第四 条の 「該感染症 施  $\mathcal{O}$ 規定を適 感染症 規 行 新 + 以 感染症 ŋ 日 わ +兀 下 定 施 第十六 れたも 紀行日 に までに 生し ときは 第 条の 指 す 0 新 につ る。 法 ょ 整 定 る た 律 感 用 項 第 が 十 旅 備 (新設 現 行

項 な 公 表が 第 兀 0 お 0 定 染 +条 規 感 症 V 七 が 条又 0 染 第三 項 行 定 準 法 て 用され、 感染 第十 七 新 0 わ が 症 旅 規 項の は 法 れ 第 準 第四 館 定に 第 九条若 用 症 た場合 業法 規 項 法第 さ + か 定 + 基 の規定により当該感染症 れ 九 つ、 一づく政 条若 によ 第 兀 て 兀 しくは 条の三 兀 で 当 + 、あって、 る公 条の二第二項 しく 兀 該 るときは、 条の 令によっ 感染症に 第二十 表が 第二 は第二 九 項 第 行 施 条又は つい の規 7 施 + わ 行 第三号の 感染症法第十九条若しく 行 条 項 れ 日 Lまでに 定が準用されたもの 7 日 又  $\mathcal{O}$ て 第 規定に 、おらず 感染症法第四十四 が国内で発生した旨 に は 四 第四十 お + 感染症 規定を適用する。 匹 いて感染症 . 基 条の三 · 四 条 一づく政 カュ 法 第二 の三第二 第 令によ 法第 施 兀 とみ 条の +項 行 は 兀  $\mathcal{O}$ 日 兀  $\mathcal{O}$ 

る 経 感 染 過 措 症 置 に 関 す る 専 門 的 な 知 識 を 有 す る 者 等  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 聴 取 に 関 す

聴に行び 17日前においても、咸い第三号の政令の制定 くことができる。 館 業の業務に関 厚 生労働-大臣 定又 感 は L 染 専 門 は 症 新 改 的 に関する専門 旅 廃 な 館 知識 の立案をしようとするとき 業 法 及 第 び 兀 経 的 条 の 二 験を有する者 な知識を有する者 第 項 第 0 意見 は号 並 口 を び施及

> る経 ( 感 過 染 措 症 置 に 関 す Ś 専 門 的 な 知 識 を 有 する者 等 0 意見 0 聴 取 に 関

第

専 染 施門 症 行 号 て 改 資 以  $\mathcal{O}$ 正 す 条 に関 新 的  $\mathcal{O}$ 政 後 下 る な 日 令 旅 環 厚 0 する専門的 知 の館 旅 境 生  $\mathcal{O}$ 次 業法」 識 条に 一労 制 館 0) (条において 耐定又は改変 及び 業法 整 働 お 備 大 経験を と を 臣 V (昭 いう。 な知 いて は、 て 义 廃 和 る 有 識  $\mathcal{O}$ 改 生 た 十三年 する者の を有する者並 施 立 立案をしようとするときは、第四条の二分-1 正 8 活 法  $\mathcal{O}$ 衛 旅 生 - 法律 館 関 意見 業 V 係 : 第 百 · う。 法 営 びに を 等 業 聴 等 0) くことができる。 + 旅 第 0 館 八 部 事 業の 号。 条の 業 改 活 業務に いても、改正法 ·口及 規 次 正 動 条に 定 す  $\mathcal{O}$ び る法 継 第三 関 法 お ょ 続 感 V る  $\mathcal{O}$ 律

指 針 策定等に関する 経 過 措 置

針

策定等

12

関

す

る経

過

措

第二条 の 二 の が 次 できる。 項 に 規 厚の お定いの 生労働大臣は、 例により、 7 同 U. を指 施 定 針 行 め、 (同 日 前 又条は第 に お 変 11 更頃に ても、 l, 規 定する指 新 れを公表 旅館業法 針 立するこ を 第 11 五. う

2 法 前 五. 項 条  $\mathcal{O}$ 衆の二第一項の規定の規定により公表さ 定 さ に れ た ょ ŋ 指 定 針 は、 め 6 れ、施、行 行 同 日 条第三 に お į١ 項 7 の新 規 旅 定館 に業

- 5 -